

事前予約制

マイナンバーカード申請・受取が休日に行えます

☎ 市民生活課 ☎0823-43-1634

平日にマイナンバーカードの申請や受け取りが困難な方を対象に休日窓口を開設します。

開設時間 午前9時～午後5時

場所 江田島市役所 本庁1階 市民生活課（大柿町大原505番地）

| 開設日 | 予約受付期間 |
|----------|-------------------|
| 6月25日(日) | 6月1日(木)～6月15日(休) |
| 7月23日(日) | 6月30日(金)～7月14日(金) |



マイナンバーカードの受け取りに必要なもの

- ・本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの証明書の場合は1点、保険証や年金手帳の場合は2点持参してください）
 - ・交付通知書（はがき）
 - ・通知カード（お持ちの方）
 - ・住基カード（お持ちの方）
- ※申請を希望される方は予約不要ですが、交付（受け取り）については予約が必要です。必ず市民生活課までご連絡ください。

国の行政に関する苦情、意見・要望は「行政相談」をご利用ください

行政相談委員を紹介します

☎ 総務課 ☎0823-43-1111(代)

行政相談は、毎日の暮らしの中で、国の行政に関して「どうしたらよいか分からない」、「こうしてもらいたい」といった行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決や実現の促進を図るものです。

本市では、令和5年4月1日付で、総務大臣から委嘱を受けた4人の行政相談委員が、令和7年3月31日までの間、江田島市内で行政相談委員として活動します。



三島雅司委員



田丸正実委員



花田智史委員



沖井遵文委員

総務省では、いつでも相談を受け付けています

■総務省行政相談センターきくみみ広島（中国四国管区行政評価局・広島市中区上八丁堀6-30）
☎ (0570) 090110*

※PHSや一部IP電話などではご利用できない場合があります。その場合は、☎082 (222) 1100 におかけください。

令和5年度住民税非課税世帯などに対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

住民税非課税世帯などへの支援給付金のお知らせ

☎ 社会福祉課 ☎0823-43-1638

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増により、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、国の方針に基づき、重点支援給付金を支給します。

| 対象世帯（基準日R5.5.1において江田島市に住民票がある方） | 給付額 |
|--|---------------|
| ①住民税均等割非課税世帯…世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯 | 1世帯あたり 3万円 |
| ②住民税所得割非課税世帯…世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税(均等割5,500円のみ課税)である世帯 | 1世帯あたり 2万円 |
| ③家計急変世帯…住民税非課税世帯のほか、予期せず令和5年1月から10月までの家計が急変し、収入減少により世帯全員の収入が住民税非課税相当とみなされる世帯 | 1世帯あたり 2万円 |

手続き方法

上記表①住民税均等割非課税世帯・②住民税所得割非課税世帯

江田島市から対象と思われる方に給付内容や確認事項が書かれた確認書を通知します(6月中旬ごろまで)中身を確認し、必要事項を記載のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

※世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は、申請が必要です。申請書は社会福祉課にあります。

上記表③家計急変世帯

給付金の申請・相談については、社会福祉課まで直接相談してください。

確認書提出期限・申請期限

令和5年11月30日(休)

お気軽にご相談ください

身体障害者相談員・知的障害者相談員を紹介します

☎ 社会福祉課 ☎0823-43-1638

障害者相談員は、障害のある方やそのご家族の相談を受け、関係機関と連携をとりながら、自身の経験や知識をもとに必要な助言や支援を行っています。

心身障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力や援護思想の普及などを行い、より一層の福祉施策充実を図る目的で、江田島市から委託を受けて活動しています。

身体障害者相談員



能美町 本庄信幸
☎0823-45-2519



大柿町 山岡敏紀
☎0823-57-5213

知的障害者相談員



江田島町 越野哲也
☎090-7501-1733